

山梨県社会教育関係団体活性化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 山梨県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)は、社会教育の振興を図るため、山梨県内の社会教育関係団体で構成する山梨県社会教育振興会が実施する社会教育関係団体活性化のための事業に対し予算の範囲内において補助金を交付する。その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助事業者は、山梨県社会教育振興会とする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は別表に掲げるとおりとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は定額とする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、様式1による補助金交付申請書を教育長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 教育長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきと認めるときは交付の決定を行うものとする。

(計画変更の承認)

第7条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費を変更しようとするときは、様式2による事業変更承認申請書を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、補助目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わないもの又は補助対象経費の各費目相互間におけるいずれかの低い額の20%以内の経費の配分の変更はこの限りではない。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し又は廃止するときは、様式3による申請書を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届け出)

第9条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式4による報告書を教育長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、様式5による実績報告書を教育長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 教育長は、前条の報告を受けた場合、実績報告書その他の書類の審査及び必要に応じて調査等を行い、補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金の交付の方法は精算払いとする。ただし、教育長が必要と認めた場合は概算払いとすることができる。

2 概算払いを受けようとするときは、様式6により概算払い請求書を教育長に提出しなければならない。

(証拠書類等の整備及び保管)

第13条 補助金の交付を受けた補助事業者は、当該事業の収支に関する事項を明らかにした書類及び帳簿を整備し、当該事業の終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成18年4月24日から施行する。

(別表)

補助対象事業
社会教育振興フォーラム開催事業 社会教育関係団体の関係者が一堂に集い、討論、情報交換を行い、県内の社会教育関係団体の意識の高揚を図り、今後の活動に生かせる機会とする。
体験交流事業 社会教育振興会の人材、地域の自然・施設を活用し、子どもから高齢者までの異年齢の体験交流事業を実施し、地域に根ざした社会教育の振興を図る。
社会教育関係団体指導者養成事業 社会教育関係団体指導者の養成及び資質向上を図るため、研修会を実施する。
補助対象経費
報償費、旅費、食糧費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び貸借料

(様式 1)

平成 第 年 月 号 日

山 梨 県 教 育 委 員 会 教 育 長 殿

山 梨 県 社 会 教 育 振 興 会 長 印

平成 年度山梨県社会教育関係団体活性化事業費補助金交付申請書

このことについて、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 添付書類
 - (1) 事業計画書 (別紙 1)
 - (2) 収支計画書 (別紙 2)
 - (3) その他参考資料

(様式2)

平成 第 年 月 号 日

山梨県教育委員会教育長 殿

山梨県社会教育振興会長 印

平成 年度山梨県社会教育関係団体活性化事業費補助金変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた平成 年度山梨県社会教育関係団体活性化事業費補助金について、次のとおり計画を変更したいので申請します。

- 1 理由及び内容（変更を必要とする理由及び変更内容を記載）
- 2 添付書類（変更前と変更後の内容を比較し、記載した資料、その他参考資料）

(様式3)

平成 年 第 月 号 日

山梨県教育委員会教育長 殿

山梨県社会教育振興会長 印

平成 年度山梨県社会教育関係団体活性化事業費補助金に係わる事業中止(廃止)
承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山梨県社会教育
関係団体活性化事業費補助金について、次のとおり補助事業を中止(廃止)したいので申
請します。

- 1 理由及び内容(中止(廃止))を必要とする理由及び内容を記載)
- 2 添付書類

(様式 4)

平成 第 年 月 号
日

山 梨 県 教 育 委 員 会 教 育 長 殿

山 梨 県 社 会 教 育 振 興 会 長 印

平成 年度山梨県社会教育関係団体活性化事業費補助金事業遅延報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山梨県社会教育
関係団体活性化事業について、平成 年度内の補助事業の遂行が困難となりましたので
報告します。

1 理由

(様式5)

平成 第 年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

山梨県社会教育振興会長 印

平成 年度山梨県社会教育関係団体活性化事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた山梨県社会教育関係団体活性化事業費補助金について、補助事業が完了したので、別紙のとおり報告します。

1 添付書類

(1) 事業実施報告書(別紙1)

(2) 事業実施決算書(別紙2)

(3) その他参考資料

2 交付決定額

(注) 添付書類(1)(2)の様式は、申請書の様式を準用する。

(様式6)

平成 年 第 月 号 日

山梨県教育委員会教育長 殿

山梨県社会教育振興会長 印

概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた平成 年度
山梨県社会教育関係団体事業費補助金について、次のとおり概算払いを請求します。

1 概算払い請求額 円
2 内 訳

補助金交付決定額	既概算交付額	差 引 額 - =	今回概算請求額	備 考

3 概算払い請求の理由

4 支払いの方法
現金 指定金融機関名
口座振込 振込先銀行名
預金種別 普通・当座
口座名義

(別紙1)

平成 年度山梨県社会教育関係団体活性化事業費補助金事業計画(報告)書

山梨県社会教育振興会

事業名	期日	会場	参加対象・参加人数	事業内容・対象等
該当事業 内容				

(別紙2)

平成 年度山梨県社会教育関係団体活性化事業費補助金事業収支計画(報告)書

山梨県社会教育振興会

収 入

科 目	予算額	決算額	増 減	説 明
計				

支 出

科 目	予算額	決算額	増 減	説 明
計				